報告事項 1 2023 年度(2023 年 9 月~2024 年 8 月)事業計画

1. 事業実施の方針

2023年10月1日に施行される改正消費者裁判手続特例法に定められた消費者団体訴訟制度支援法人(以下、支援法人という。)の認定をめざし、申請を行います。認定後は,支援業務の中から、まずは、消費者庁が構築するポータルサイトの運用を受託できるよう努め、情報収集及び公表の業務等を推進していきます。

消費者団体訴訟制度が円滑に活用されるよう、特定適格消費者団体及び適格消費者団体への助成事業をはじめとした支援を行います。この他、消費者被害の拡大防止等の活動を行う非営利法人への助成を引き続き実施します。

加えて、消費者被害の拡大防止等のため、上記ポータルサイトを活用し、消費者被害に係る情報を掲示し注意喚起等行います。さらに、孤独孤立と 消費者被害に係る調査研究に前年度に続いて取り組みます。これら事業を通じ、不特定多数の消費者の権利擁護をはかります。

あらたに、事業者の方々にも消費者団体訴訟制度等の趣旨についてご理解を広げるためのセミナーを開始します。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

【事業費支出計画合計 15,405 千円】

定款に記載された事業名	2023 年度事業内容	事業費支出計画(千円)	2024 年度	2025 年度
(1)消費者裁判手続特例法(以下、 特例法という)において「支援業 務」として定められた次の業務	【2023 年 10 月まで】 業務規程を作成し、支援法人認定申請を行う。	_	本事務に係るシステムの 準備をすすめ、委託料金等 運用を検討する。	
	【支援援法人認定後】 本事務に係る IT を活用したシステムの検討を 行い、必要費用の試算を行う。	100		
②団体と相手方の合意による相手 方通知等の相手方が行うべき事務		50	本事務の実施体制を整備 し、必要に応じ稼働する。	

③被害回復関係業務に関する特定 適格消費者団体に対する助言、情 報の公表その他の業務	【支援法人認定後】 ・消費者庁が構築するポータルサイトを運用し、特定適格消費者団体の活動に係る情報の公表を開始。 ・適格消費者団体連絡協議会事務局業務を通じ、(特定)適格消費者団体間の交流を促進する。	10	・消費者庁が構築するポータルサイトを運用 し、特定適格消費者団体の活動に係る情報の公 表を継続。 ・適格消費者団体連絡協議会事務局業務を通 じ、(特定)適格消費者団体間の交流を促進する。
	【支援法人認定後】 消費者庁が構築するポータルサイトを運用し、 情報の収集及び公表業務等の準備実施	155	消費者庁が構築するポータルサイトを運用し、 情報の収集及び公表業務等を実施
(2) 各種消費者契約被害 の 拡 大 防 止 の た め に、不当な約 款・不 当な勧誘行為等の差 止請 求権を行使する 団体への助成	・適格消費者団体からの申請について理事会に て検討を行い、助成を実施する。 ・助成のための寄付を募るウェブサイトの検討	2500	・適格消費者団体からの申請について理事会に て検討を行い、助成を実施する。 ・助成のための寄付を募るウェブサイトの構 築、運用。
(3)各種消費者契約被害 の回復・ 防止のため に、消費者裁判手続 特例法を行使する団体への助成	・特定適格消費者団体からの申請について理事 会にて検討を行い、助成を実施する ・助成のための寄付を募るウェブサイトの検討	1500	・特定適格消費者団体からの申請について理事会にて検討を行い、助成を実施する。 ・助成のための寄付を募るウェブサイトの構築、運用。
(4) 各種消費者被害の相談業務、 注意喚起業務若しくは消費者契約 被害に係る事業者への是正要請を 行っている非営利法人への助成	・適格認定をめざす団体その他の非営利法人からの申請について理事会にて検討を行い、助成を実施する。 ・助成のための寄付を募るウェブサイトの検討	900	・適格認定をめざす団体その他の非営利法人からの申請について理事会にて検討を行い、助成を実施する。 ・助成のための寄付を募るウェブサイトの構築、運用。

(5)消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発 事業	助成対象団体の活動実績を紹介するシンポジウムを実施 SNSで、下記情報を拡散。 ・(特定)適格消費者団体の公表情報 ・消費者行政の注意喚起等公表情報 ・消費者契約問題に係わる報道 【支援法人認定後】 消費者庁が構築するポータルサイトを運用し、上記情報の掲示をすすめる。	0 ** 10	助成対象団体の活動実績を紹介するシンポジウムを各年度で実施 消費者庁が構築するポータルサイトを運用し、 下記情報の掲示をすすめる。 ・(特定)適格消費者団体の公表情報 ・消費者行政の注意喚起等公表情報 ・消費者契約問題に係る報道
	孤独・孤立に起因する 消費者被害の防止等のための啓発事業運営業務 (消費者庁からの受託)	10110	事業継続されるようであれば、引き続き受託を 目指す。
	適格消費者団体連絡協議会事務局業務を通じ、 適格消費者団体及び適格認定を目指す団体の交 流を促進する。	20	適格消費者団体連絡協議会事務局業務を通じ、 適格消費者団体及び適格認定を目指す団体の交 流を促進する。
	事業者対象のセミナーを下記テーマで実施 ・消費者法の改正状況 ・消費者志向経営に資する情報 ・消費者団体との対話 等	50	事業者対象のセミナーについて、テーマを試行し つつ、継続する。